

延岡・西臼杵地域の受動喫煙対策の評価と今後の取組 ～宮崎県北部地域・職域連携推進協議会の取組を通して～

○藏元真理子¹⁾ 飯干麻子、茂三枝、瀧口俊一²⁾ 塩田栄子³⁾

1) 総務事務センター 2) 延岡保健所 3) 都城保健所



I はじめに

宮崎県北部地域・職域連携推進協議会について

目的：地域・職域で蓄積した保健事業の方策を互いに提供し合い、連携した対策を講じ、県民の生涯を通じた継続的な保健サービスが提供できる体制の構築を図る

これまでの取組

H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28
協議会 発足	部会 設置	受動喫煙防止に向けた取組							
		適正体重の維持に 向けた取組							

受動喫煙防止に向けた取組について

H21 禁煙スタンプ作成

H22 分煙状況調査の実施(1回目)

H23 公民館・集会施設への対策／禁煙ステッカーの作成、配布

H25 分煙状況調査の実施(2回目)

H26 ちらし等による分煙未達成施設へのPR、全面禁煙推進

H27 施設への全面禁煙に向けた普及啓発

H28 受動喫煙防止状況評価のための簡易調査

禁煙スタンプ



禁煙ステッカー



ちらし



Ⅱ 対象と方法

(1) 調査客体

平成25年度調査で「空間分煙」、「対策なし」と回答した1284ヶ所のうち480ヶ所

全体1284施設のうち

禁煙施設
796施設

分煙施設
対策なし
480施設

※廃止
休止
8施設

※調査時に休止及び廃止の施設等8機関は除く)

(2)調査客体の概要

対象区分	対象数	回答数	未回答数	回答率
国縣市町の庁舎	13	13	0	100.0
公民館・集会施設等	156	150	6	96.2
図書館・文化施設等	6	6	0	100.0
運動施設・屋外施設・公園等	15	15	0	100.0
高齢者施設・福祉施設等	12	12	0	100.0
児童館・保育園・幼稚園	5	5	0	100.0
小学校・中学校・高校・大学	1	1	0	100.0
医療関係施設 ※1	8	7	1	87.5
事業所 ※2	92	88	4	95.7
旅館・ホテル	40	19	21	47.5
遊技場	7	4	3	57.1
金融・交通機関等	5	4	1	80.0
飲食店	120	54	66	45.0
全体	480	378	102	78.8

※1 病院・診療所、歯科診療所、薬局

※2 旭化成、健康づくり協会、全国健康保険協会、農協に所属する事業所

(3)調査時期 平成28年8月

(4)調査内容

施設等の現状を以下の中から選択

全面禁煙	敷地、駐車場、屋内なども含めて全ての場所で禁煙である。
全館禁煙	屋内は禁煙とし、屋外に喫煙場所を設置している。
空間分煙A	喫煙場所を設置し、換気扇等による分煙を徹底している。
空間分煙B	喫煙場所を設置し、空気清浄機などにより煙を軽減している。
空間分煙C	喫煙場所は設置しているが、それ以上の措置をとっていない。
時間分煙	喫煙時間(休憩時間だけなど)を設けて時間制で分煙している。
対策なし	特に対策はとっていない。

*「宮崎県分煙推進ガイドライン（H15年10月）」を使用

(5)調査方法

- ・協議会部会委員と連携して調査票を送付
- ・FAXまたは郵送により調査票を回収
- ・一部対象には電話により実施

(6)分析方法

平成25年度調査時点で禁煙施設だった796ヶ所が禁煙を維持していると仮定し、その数を平成28年度の調査客体に加算し、

- ・全面禁煙～対策なしの7区分を「禁煙施設」、「分煙施設」、「対策なし」の3区分に分け、対象区分毎の割合を算出
- ・平成25年度との変化を2群の標準偏差に基づく検定で比較
- ・平成25年度を基準とし、母数調整を行い分析

Ⅲ 結果

(1) 回答率

延岡・西臼杵地域	延岡地域	西臼杵地域
78.8%	76.3%	82.2%

(2) 母数調整後の禁煙施設の割合の変化

	禁煙施設の割合の変化			分煙施設の割合の変化			対策無しの割合の変化		
	割合(%)	標準誤差	P値	割合(%)	標準誤差	P値	割合(%)	標準誤差	P値
平成25年度値	62.0	1.7		15.8	2.6		22.2	1.2	
平成28年度値	75.4	1.4		11.5	2.7		13.1	1.0	
変化幅	13.4	2.2	0.000	-4.3	3.8	0.251	-9.1	1.5	0.013
平成25年度施設調整値	62.0	1.7		15.8	2.6		22.2	0.9	
平成28年度施設調整値	72.9	1.7		13.0	2.6		14.1	1.0	
変化幅	10.9	2.4	0.000 *	-2.9	3.7	0.434	-8.1	1.4	0.020 *

「禁煙施設」、「対策なし」は有意に増加、減少
「分煙施設」の割合の変化には有意差はみられない

(3)禁煙施設・分煙施設・対策なしの 平成25年度と平成28年度の割合

対象区分	禁煙施設の割合(%)		分煙施設の割合(%)		対策無しの割合(%)	
	H25	H28	H25	H28	H25	H28
国縣市町の庁舎	70.8	83.0	29.2	17.0	0.0	0.0
<u>公民館・集会施設等</u>	47.5	58.8	7.1	3.4	<u>45.5</u>	<u>37.8</u>
図書館・文化施設等	45.5	45.5	18.2	45.5	36.4	9.1
運動施設・野外施設・公園等	61.5	76.9	5.1	7.7	33.3	15.4
事業所	51.7	63.0	44.8	35.4	3.5	1.6
旅館・ホテル	13.0	44.0	56.5	48.0	30.4	8.0
<u>遊技場</u>	12.5	20.0	12.5	40.0	<u>75.0</u>	<u>40.0</u>
<u>飲食店</u>	16.1	41.6	18.9	24.7	<u>65.0</u>	<u>33.8</u>
全体※	62.0	75.4	15.8	11.5	22.2	13.1

※ 平成25年度禁煙施設の割合が80%以上の対象区分は省略、全体には含まれる。

「公民館・集会施設」、「遊技場」、「飲食店」は
依然として30%以上が「対策なし」

IV 考察と今後の取組

「禁煙施設」は増加し、「対策なし」は減少



- ・旅館・ホテル、遊技場、飲食店は改善傾向
- ・ちらし等を活用した地道な普及啓発活動は効果的

今後も



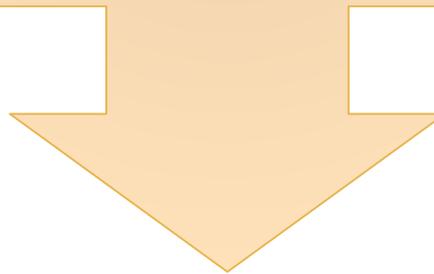
公民館・集会施設、遊技場、飲食店をターゲットに
普及啓発活動の継続・徹底

日本の受動喫煙防止の現状は「努力義務」にとどまる
→努力義務による対策では不十分



厚生労働省：受動喫煙防止対策強化の基本的な考え方（案）

2020年東京オリンピック・パラリンピックに向けて、
健康増進法の一部改正案で**特定施設等の利用者と管理者の責務、
義務違反者に対する罰則を設け、受動喫煙を極力なくす**



施設側が自主的に受動喫煙防止に取り組めるよう、
分かりやすく助言を行っていく

VI おわりに

